

鞍手町ソーシャルメディア運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町（以下、「町」という。）がソーシャル・ネットワーク・サービス内に開設した鞍手町公式ページ（以下「ページ」という。）について、利用者等（以下「利用者」という。）への情報相互提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネット上のサービスを利用して利用者が双方向で情報のやりとりを行うことができるLINE、Facebook、Instagram、YouTube等の情報伝達媒体をいう。
- (2) アカウント ソーシャルメディアを利用するために取得した権利をいう。
- (3) ページ管理者 各課等から選任されたページの運営と管理を行う職員をいう。
- (4) 利用者 ページの利用者をいう。

(運営主体)

第3条 ページの運営主体は町とし、総括管理はまちづくり課が行うものとする。

2 ページへの情報掲載は、ページ管理者が行うものとする。

(町及び町職員からの情報発信)

第4条 ページに掲載できる情報等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙その他町が発行する印刷物又は町のホームページに掲載した情報
- (2) 町から何らかの手段で町民等に情報提供するもの
- (3) その他情報として町長が適当と認めるもの

(利用上の遵守事項)

第5条 ソーシャルメディアの利用に当たり、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 町及び他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為
- (2) 町及び他の利用者又は第三者を誹謗中傷、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し（町及び他の利用者又は第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。）、又は業務を妨害する行為

- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
 - (4) 宗教団体その他の団体、組織への加入を勧誘する行為
 - (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
 - (6) 町が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介若しくはその閲覧を勧誘する行為又はファイルをダウンロードして利用する行為
 - (7) ページを利用して町及び利用者又は第三者に対しコンピュータのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム又はファイル等を発信する行為
 - (8) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
 - (9) 町及び利用者又は第三者によるページの提供及び利用を阻害する行為
 - (10) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びページの全部又は一部を監視又は複製する行為
 - (11) その他ソーシャルメディア利用規約及び会員規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他町が不適切と判断する行為
- 2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用においてかかる損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、町に一切迷惑をかけないものとする。
- 3 町は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、かかる損害が町及び町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- 4 町は、利用者がこの要綱に違反して町に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

（要綱違反）

第6条 町は、利用者がこの要綱のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様・程度等に応じ、利用者がサイト上に掲載した情報及び内容等の削除、その他必要な措置を講じることができる。

（利用者からの情報についての免責）

第7条 町は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保障は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町は一切責任を負わないものとする。

2 町は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町及び町職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、町は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の取扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載又は町に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて町に譲渡し、町による当該情報及び内容等の利用に関して、著作権・人格権等の一切の権利を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人的に又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等してはならない。

3 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第9条 ページの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第52号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月15日告示第20号）

(施行期日)

第1条 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の鞍手町ソーシャルメディア運用要綱の一部改正のうち第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

第2条～第18条 省略

附 則（令和6年12月27日告示第129号）

この告示は、公布の日から施行する。